

# 平成24年度 第2回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成24年9月3日(月)  
午後1時30分～3時15分  
場所 流山市第2庁舎305会議室

## 1 次第

- (1) 開 会
- (2) 諮 問
- (3) あいさつ
- (4) 議 題

ア 「(仮称)流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(案)」及び「(仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)」について

イ 3ワクチン(子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン)定期接種移行後の一部負担について

ウ 老人福祉センターの使用料の徴収について

エ その他

## 2 配布資料

- (1) 諮問書(写)
- (2) 「(仮称)流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(案)」及び「(仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)」について
- (3) (仮称)流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(案)
- (4) (仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)
- (5) 予防接種3ワクチン(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌)接種者への自己負担の徴収について(諮問要旨)

## 3 出席者

議 長・・・中 登(会長)

委 員・・・中村 美加 漆原 雄一 池上 諄一 松本 裕美  
鈴木 孝夫 小金丸 孝裕 大野 トシ子 寺田 伸一

恵 小百合 鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 染谷 郁 健康福祉部次長兼健康増進課長 上村 勲  
健康増進課課長補佐 大谷 守 健康増進課母子保健係長 藤浪  
実江子 健康福祉部次長兼高齢者生きがい推進課長 河原 智明  
高齢者生きがい推進課課長補佐 今野 忠光 介護支援課長 矢口  
道夫 介護支援課課長補佐 早川 仁 介護支援課介護予防係長  
有馬 恵美 介護支援課主査 成島 ゆき 介護支援課主任保健師  
竹之内 乃里子 社会福祉課長 村越 友直 社会福祉課健康福祉  
政策室長 宮本 晴朗

傍聴者・・・7名

#### 4 議事録

【司 会】健康福祉政策室長 宮本 晴朗

【挨拶】中 登会長

【質 疑】

ア 「(仮称)流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(案)」及び「(仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)」について

(事務局の説明)

議 長： ただいま事務局から説明がありました。前回は10個の案について審議していただきましたが、その内、2個の案については取り下げると云うことで、8つの案について所要の文言の調整を行ったと云うことでした。委員の皆さまにご審議いただきたいと思えます。

議 長： ご意見ございませんでしょうか。今回、意見等を出すのが難しいと云うのであれば、お手元に「地域密着型サービスに関する人員等の基準を定める条例に係る意見等記入用紙」を配らせていただきましたので、事務局に郵送していただきたいと思えます。次回の審議会までに意見を調整させていただきます。よろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長： それでは次の議題に移らせていただきます。

イ 3ワクチン(子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン)定期接種移行後の一部負担について

(事務局の説明)

鈴木五郎委員： 私は、前回と同じ反対意見ですが、答申書をまとめるときには審議会として反対であると云うようにまとめて欲しい。前回、賛成の方もいらっしやったので、そうであれば賛成何名、反対何名と審議会での審議内容が分かるように表示してもらいたい。流山市民16万人を相対的にみると所得のある層は老人福祉センターに関連する方で、若者世帯は母子家庭などが増えてきて、ワクチンに関しては市の予

算の他のものは節約しても全員が受けられるようにしてもらいたい。一部負担は反対であると審議会の意見として明記して欲しい。もちろんそうでない考えの方もいらっしゃるからその人数も書いてもらいたい。

漆原委員： 説明の中で、自己負担を課す場合には接種率を全額負担の時より下げないように努めたいとありましたが、「親になるなら流山市」と市長も云われたわけですから、国から援助が出ないからと言って自己負担を課するのは流山市のイメージを下げると思う。自己負担を課して欲しくないなと思います。

小金丸委員： 私は賛成です。これからは、多分、世代に関係なく負担し合わない大変になると思います。ただ、低所得者向けの対応をお願いしたい。

議長： 他にご意見はございますか。それでは、低所得者向けの対応との意見がありました。この配慮すべき点について事務局から説明をお願いします。

上村健康増進課長： 配慮すべき点についてご説明いたします。お配りした資料に予防接種法第24条にある予防接種を受けた者又は保護者から政令で定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。という24条但し書きにつきましては、審議会の委員の皆さまの意見を参考にさせていただき、どういう対象者に対して、フォローすべきかについても併せてご意見をいただければと考えております。

鈴木五郎委員： 私はその考え方が大反対なのです。いろいろな施策によって、ランクを設けたり、差別をすることは止むを得ないものの、子どもの世界にレッテルを張るような差別、差別は止めた方がよい。やるのなら一律で行い、子どもたちの世界に差別を持ちこむのは良くないですよ。

染谷健康福祉部長： 先ほどの上村から説明を行いました。現状においては24年度の国からの特定財源は各市町村に交付されています。ただし、25年度以降は、私見ですが絶望的だと思っています。ただ、25年度以降も、国からの特定財源が交付されるようであれば、一部負担金の賦課については行うつもりはありません。このことははっきりと申し上げておきます。

議長： 事務局から説明がありましたが、何か意見はあるでしょうか。

漆原委員： 今回の説明では、国の出方によってはと云うふうには受け取るのですが、やはりこういうのは、市としての態度が問われているのかなと思うのですが、国云々で

はなくて、目の前の子どもたちが、受けなければならないと云うワクチンを金銭的な問題で受けない人が出ると云うのは、市の態度としてはいかがなものかなと私は感じてしまうのですが、誰もが受けられるような制度にしてほしいと思います。

染谷健康福祉部長： 今、私が申し上げましたのは、平成25年度以降についても平成24年度同様、国からの特定財源が交付されるようであれば、一部負担金の賦課については行うつもりは毛頭ありませんと申し上げました。ただし、25年度以降につきましては、財源的に、全て地方自治体の負担となりますことから、非常に財政状況が厳しいので、その財源を何とかしたいと云う理由で、一部負担が必要かなと考えております。そこで、皆さんからのご意見などを伺いながら最終的には首長が決定することになりますので皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

寺田委員： やはり、子どもの命にかかわることですので、自治体としての根源に関わることでしょね。私は一部負担金をとることは反対です。この頃、「子育てするなら流山市」のキャッチフレーズに逆行していることが見受けられるので、こういうところから、誰もが受けられることが必要ではないのかなと思います。

議長： 他にございますか。無い様であれば、只今の賛成意見、反対意見ございました。それを調整したうえで次回の審議会です事務局から資料等を出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。続きまして「老人福祉センターの使用料の徴収について」、事務局の説明をお願いします。

ウ 老人福祉センターの使用料の徴収について  
(事務局の説明)

議長： それでは質問を受けたいと思います。

鈴木五郎委員： 今、公衆浴場の入浴料はいくらですか。

今野高齢者生きがい推進課課長補佐： 正確なところはわからないのですが、420～30円ではなかったでしょうか。

鈴木五郎委員： 営業を圧迫しないようにもっと取ったらいかがでしょうか。

河原高齢者生きがい推進課長： 公衆浴場は設備も整備されておりますが、それに比べて老人福祉センターは設備が充実しているとはいえません。

鈴木五郎委員： 近所の公衆浴場だって大した設備はない。

河原高齢者生きがい推進課長： 老人福祉センターの利用者は高齢者です。

鈴木五郎委員： 人口の大部分は高齢者になっている。私が思うには安すぎます。

大野委員： 浴場使用料が1回につき100円、市外の方の入館料が100円となっていますが、この入館料というのはお風呂に入っても100円なのですか。

河原高齢者生きがい推進課長： この入館料というのは、施設に入るときに100円払っていただき、また別に、お風呂に入る場合には別途、浴場使用料100円を払っていただきます。

大野委員： そうすると、電車に乗るときのように施設に入るときにチェックして、お風呂に入る時もチェックするのですか。

河原高齢者生きがい推進課長： そんなに施設整備にお金をかけるわけにはいきません。ほとんどの方は定期券を使用すると考えられますので、定期券を発行させていただき、毎日利用される方につきましては、受け付けでお金を払っていただくことによって確認させていただきます。

大野委員： 市外の方にも定期券を発行するのですか。

河原高齢者生きがい推進課長： 市外の方にも定期券を発行していくことを考えておりますが、市外の方が月にどれくらい利用されるのかということも検討していく必要があると思います。

寺田委員： 施設の場所によってしかたないとは思いますが、結局、同じ方々が利用されると思うのです。受益者負担ということであれば、地域によって全く使用しない方もいらっしゃるので、100円、200円は支払っていただき、1か月定期ではせいぜい1000円は頂かないとおかしいのではないのでしょうか。

池上委員： 福祉についてしてみると、一般的に高齢者に対するサービスは厚いのではないかと思います。例えば介護保険サービスですが、これは良いことなのでしょうが、これに比べて子どもさんに対するサービスが低いと思われるのです。前に審議した敬老祝金の額の変更もそうですが、何か選挙権のある人に対しては甘いという感じがします。完全な独立採算制とはいきませんが、ある程度の利用者の使用料で施設の管理が賄える面まで持っていけるとよいですね。そういったことで浮かした費用を子どもさんの方に回せたら良いですね。そういう考え方からすると施設使用料は安い

などと思います。

漆原委員： 私も高いか安いかわからないのですが、ただ言えることは、人付き合いにはお金がかかるものだと思います。高齢者の場合は即、出不精になると云う傾向が強いと聞いているのですが、料金を設定した場合、払う、払わないで足が止まる人が出てくるのではないかと私は考えてしまうのです。私は、今は子育て世代ですが、もう少しすると親の介護を考えなければならない世代となってきますので、そういうところで、子どもがどうこうとか、親が老人だから、とか、どちらかが我慢しなければならないという議論は逆におかしいと思うのです。やはり、健康が維持できて、人間らしい生活が送れることが大切なのであって、そのことを行政がどうバックアップしていくかだと思うのです。有料化にすることによって、外出が控えられ、心身の機能が低下するようであれば心配です。また、お金を払ったのでこの施設をどう使ってもよいと思う人たちが、もしも、出てきてしまったら問題ですし、止めて欲しいと思います。

池上委員： 高齢者だから、若いからと差をつけるのではなくて、パイが決まっているのです。いわゆる使える予算というものが。決められた中で市の姿勢がどちらにあるかと、どういったことに重点を置いていくかということをはっきりさせていかないと、もちろん全て只ならよろしいのですがそういうわけにはいきません。前にも話しましたが介護保険で云えば、介護保険を利用する方々の心構えによって違うのです。状態が良くなったり悪くなったりする。個人の心構えが大切になっているのです。

大野委員： 私は東深井に住んでおり、老人福祉センターをよく使用させていただいております。お風呂を利用されている高齢者の方々が、どのようなお気持ちで入られているかご存知でしょうか。今、私が利用できる年齢に達したとします。高齢者福祉センターに行って、お風呂を利用しようと思います。しかし入れないのです。なぜかと云うと、この時間はこの人たちのグループが利用すると決まっているのです。ですから新しく行ったら待たされて、入れないのです。そんな状況ですので、お金をいただくようになったら、気持ちよく行った時に、快くは入れるようにしたい。お風呂に入った後、部屋の利用場所も決まっていると云う苦情も聞いておりますので、気持ちよく使えるようにできればと思います。

鈴木孝夫委員： 私のところは、高齢者の方々や、障害者の方々に対応しているセクションです。高齢者に優しい福祉であっていただければ非常にありがたいと思いますが、いろんな観点から税負担や受益者負担は避けられなくなってきており、使用料を取るのには止むを得ないのではないかと考えます。では金額はいくらかというところは、いろいろ問題はあろうかと思いますが、若干の使用料の負担は仕方がないと思います。ただ、ここに記載してあるように1回あたり100円ということにな

ると、社会福祉協議会といたしましては、地区社協ですとかいろんな団体をとおして老人福祉センターを利用しているわけです。例えば50人利用したから一人100円で5000円では困るのです。団体の利用についてはどうなっているのでしょうか。

河原高齢者生きがい推進課長： 団体の利用の場合はどうなのかということですが、市民の方の利用は無料となっておりますので問題はないかと思います。ただ、その中でお風呂を利用される場合は、入浴料を100円いただくこととなりますが、現実問題として、定員が6名程度となっておりますので短時間での団体の利用は難しいと思います。

鈴木孝夫委員： 確認ですが、使用料は無料ということですね。ただ、風呂を利用する場合には100円、カラオケは1時間500円という設定をしたいということですね。

鈴木五郎委員： 先ほど6名の利用と言いましたね。今、民間の入浴施設が多くあるので、入浴サービスを求めるのであればそちらを利用すればよいのではないですか。私は、老人福祉センターの入浴施設は、数十人は入れるのかと思いましたよ。市がわざわざ5～6名の施設を運営する必要はありません。

議長： でも、もうここまで来ているので変えることは無理ではないのでしょうか。

河原高齢者生きがい推進課長： 貴重なご意見ありがとうございます。今現在の老人福祉センターの1日平均利用は、大体100名程度で風呂は48名位となっております。

鈴木五郎委員： そんな特定の人のために風呂を運営することはありませんよ。税金でやる仕事ではありませんよ。

河原高齢者生きがい推進課長： これは、従前から中には風呂を楽しみにしている人もいらっしゃるもので、市としては進めて行きたいと考えています。

松本委員： お風呂ですが100円と記載されていますが、100円位が妥当かなと思います。1か月の定期は記載されている倍の1000円位でも良いのではと思います。逆にカラオケ使用料は1時間500円ですが、1名500円ですか、1部屋500円ですか。

河原高齢者生きがい推進課長： 1団体について500円です。1時間ですが。

松本委員： 今、日中でしたらカラオケ屋さんでも1時間100円で使えるので。た

だ、団体ですので妥当かなと思いますけど。それから入館料ですが、60歳以上は市外の方でも無料なわけですね。

河原高齢者生きがい推進課長： 老人福祉センターが利用できる方は基本的に、60歳以上の市内在住の方、在勤の方となっています。ただ、現実として隣接する市外にお住まいで使用されている方がいらっしゃいますので、市外の60歳以上の方からは100円いただくことになります。また、60歳未満の方は施設の利用はできないこととなっています。

松本委員： 60歳以上の方が利用する施設なのですね。私は南流山に住んでおりまして、新松戸や北小金に近く、松戸市の施設を使うことがありますが、無料で使っているのに流山市だけ有料は悪いかと思います。

惠委員： 資料の中で改正後の入館料はどこに記載されているのでしょうか。

河原高齢者生きがい推進課長： 新旧対照表の6ページとなります。浴場使用料、60歳以上の市外居住者の施設使用料、カラオケ使用料となっております。

鈴木五郎委員： よそがおおらかに運営しているのに、60歳以上なのか、市外居住者なのか、等、細かい表記はよした方が良いでしょう。それに人手もかかるでしょうから。

河原高齢者生きがい推進課長： 近隣市について調べてみました。野田市について市外は250円、我孫子市についても300円となっています。

鈴木五郎委員： それは入浴料も含めてではないのですか。だいたい老人福祉センター等の施設は特定の人達が占有している状態で、皆が平等に使えないことで全国的にもクレームが多くなってきており、大体やめて行く方向にあるのではないのですか。市が運営するのは止めた方が良いでしょう。人手もかかるし。

河原高齢者生きがい推進課長： 老人福祉センターにつきましては、老人クラブ等の団体の方にも利用されておりますし、それなりに有効的な活用は図られていると考えております。

鈴木五郎委員： でも、入館料の100円は、運営は難しいと思いますよ、結構手間だし。風呂は別にしても。良くご検討してください。

惠委員： 7ページの表で、入館料と書いてはまずいのですか。備考欄を設けて第8



条第2号関係と記載した方が分かり易いかなど。

河原高齢者生きがい推進課長： 検討いたします。分かり易い表記にさせていただきます。

議 長： 第8条第2項の収容能力についてはどうなのですか。どこにも書かれていないのですが。

河原高齢者生きがい推進課長： 入館者が多くなったときに、市外の方を断って市内利用者優先と考えていることから、このような表現になったものです。

寺田委員： 市の施設で外部委託している施設がありますが、外部委託の基準はあるのですか。

河原高齢者生きがい推進課長： 現在、市の多くの施設が指定管理制度を導入しております。これは民間の経営のノウハウを取り入れ、経費の節減を図ることを目的としております。本施設につきましても25年度に完成し、26年4月からは指定管理制度を導入して参ります。

議 長： 他にございますか？ 意見が大部出たようですので、ご意見有り難うございます。本日諮問を受けた内容につきまして、一連の説明をいただきました。3ワクチンの一部負担につきましては、今後、詳細な資料の提出等、継続審議が必要と思われませんが、介護保険に係る条例案と、老人福祉センターの使用料の徴収につきましては、只今いただきました皆様の意見を反映した答申案を、私と恵副会長とで作成し、委員の皆さまにお送りしますので、再度ご意見等をいただきたいと思います。次回の審議会では、再度調整した答申案を皆様にお示しし、再度ご意見をいただきながら答申書を作成して行きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

#### <異議なしの声>

議 長： 有り難うございます。それでは、「(仮称)流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」及び「(仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)」について、と、老人福祉センターの使用料の徴収についての2事項につきましては、本日いただきました皆様の意見を反映した答申案を、私と恵副会長とで作成し、委員の皆さまにお送りしますので、ご意見等がありましたら、郵便、メール、ファクス、電話、いずれの方法でもかまいませんので、事務局宛てに連絡をお

願います。次回の審議会では、再度調整した答申案を皆様にお示しし、再度、委員の皆さまのご意見をいただきながら答申書を作成して行きたいと思いをします。

議 長： それでは次に、「その他」ですが、何かございますか。事務局からはいかがでしょうか。

宮本健康福祉政策室長： 次回の福祉施策審議会は9月25日（火）午後1時30分から市役所第2庁舎3階301会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長： 本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。